

天草景観形成地域における景観形成のための基準—1

		大矢野島周辺景観形成ゾーン		沿道景観形成ゾーン		
				A-1	A-2	
* 建 築 物 等	位	道路からの位置	(1) 敷地の許す範囲で、道路からできるだけ後退した位置とし、沿道にゆとりの空間を確保するものとする。 ・観光、宿泊施設は、道路境界から5m以上後退するように努めるものとする。	・商業、サービス施設は、道路境界から5m以上後退するように努めるものとする。	—	
		隣接地からの位置	(1) 隣接する敷地境界からできるだけ離れた位置とし、隣接相互において空間を確保するとともに、特に沿岸部においては、海への眺望を確保するように努めるものとする。			
		置	配置	(1) 敷地内における建築物及び工作物の規模及び位置等を勘案し、十分にゆとりと釣合いのとれた配置とする。 (2) 周囲の基調となる景観と調和のとれた配置とする。 ・観光、宿泊施設は、特に自然や地域の背景との調和に配慮したものとするとともに、ゆとりのある施設配置になるように努めるものとする。	・商業、サービス施設は、沿道景観の統一感の形成に配慮したものとなるように努めるものとする。	
	意匠・形態		(1) 周囲の基調となる景観と調和を図り、景観のまとまりを保つとともに、遠景との調和に配慮するように努めるものとする。特に、一般住宅は、周辺集落の建築様式と合わせ、統一感のある集落景観形成に努めるものとする。 ・観光、宿泊施設は、自然や地域背景と十分調和したものとなるように努めるものとする。	・商業、サービス施設は、周辺集落の建築様式と基調をそろえ、沿道景観の統一感の形成に配慮するものとする。	・商業、サービス施設は、できるだけ落ち着いた意匠、形態とし、沿道景観の統一感の形成に配慮するものとする。	
	外	規模	(2) 屋根は、こう配のある屋根とするように努めるものとする。但し、周囲の状況を勘案し、景観形成上支障のないものについては、この限りではない。			
			(3) 空調及び給排水等の設備は建築物の中に取り込むか、または覆いをする等、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮するように努めるものとする。			
			(4) 屋外階段は、建築物と一体感を保つデザインとするなど、周囲の景観との調和に配慮するものとする。やむをえない場合は、ルーバー等で覆い、目立たない位置に設けるように努めるものとする。			
	規模		(1) 基調となる景観との調和が図られるよう、建ぺい率をできるだけ低く抑え、敷地内の空間確保を図るものとする。 ・観光、宿泊施設の建ぺい率は、40%を超えないものとする。	・商業、サービス施設の建ぺい率は、60%を超えないものとする。	・商業、サービス施設の建ぺい率は、80%を超えないものとする。	
	物 観	材料	(1) 材料は、耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等の起こりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。特に、一般住宅は、できるだけ周辺集落の建物で使われる素材とし、沿道景観の統一感の形成に配慮するように努めるものとする。	—		
		色彩	(1) 外壁及び屋根の色彩は、周辺の集落、町並み等の建築物や周辺と調和した落ち着いたものを用いるものとする。また、同一敷地内における建築物は、色調を統一するとともに、多色の使用は避けるものとする。 ・観光、宿泊施設の屋根、外壁の色彩は、自然や地域の背景との調和に配慮するものとする。 ・一団の別荘については、色彩の統一性に配慮するものとする。			
			—			・商業、サービス施設は、周辺集落と調和するよう配慮し、沿道景観の統一感の形成に努めるものとする。
	等	広告物に関する事項	(1) 屋上には、広告物を設けないよう努めるものとする。 (2) 壁面に設ける広告物等は、規模、意匠、形態、色彩などが建築物本体と調和するよう努めるものとする。 (3) のぼり、はり紙、広告網等の簡易広告物はできるだけ行わないよう努めるものとする。			
敷地の緑化			(1) 敷地内の木竹は、できる限り保全に努めるとともに、敷地の周囲には周辺の景観との調和を図るため、緑化を施すように努めるものとする。 ・観光、宿泊施設にあっては、次の点に配慮し、緑化するように努めるものとする。 ※建築物と調和し、周辺の景観との一体性ができるように緑化するものとする。 ※敷地が道路や隣接地と接する部分には、樹木、草花等により修景、緑化を行うものとする。 ※敷地内の擁壁やのり面等の構造物は、低木、ツタ等により修景、緑化を行うものとする。 ※大規模な駐車場は、樹木などによる緑化を行うものとする。 (2) 樹種の選定に当たっては、自然植生を考慮するものとする。	・商業、サービス施設にあっては、次の点に配慮し、緑化するように努めるものとする。 ※建築物と調和し、周辺の景観との一体感がでるような緑化をするものとする。 ※敷地内の擁壁やのり面の構造物は、低木、ツタ等による修景、緑化を行うものとする。 ※大規模な駐車場は、樹木等による緑化を図るものとする。 ・一般住宅及び商業施設の敷地と道路との接する部分には、樹木、草花などによる修景・緑化に努めるものとする。		

*建築物等（遊戯施設、プラント施設、立体的収納施設、汚物・ゴミ処理施設、石油・ガス・液化石油ガス貯蔵処理施設を含む。）

天草景観形成地域における景観形成のための基準—2

		大矢野島周辺景観形成ゾーン	沿道景観形成ゾーン	
			A-1	A-2
独 立 工 作 物	<さく、塀、擁壁>	(1) 高さはできるだけ低くし、規模、意匠、形態、色彩などは、周辺の景観との調和に配慮するように努めるものとする。 (2) 道路側に設けるさく、塀、擁壁は、できるだけ道路から後退させ、修景、緑化に努めるものとする。 (3) 材料は、耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等の起こりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。 ・特に、集落内にある場合は、自然素材を主とし、色彩は周辺集落の景観基調に配慮するように努めるものとする。 (4) 海岸部に設ける擁壁はできるだけ自然素材を活用し、海岸線との調和に配慮する。		(3) 材料は、耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等の起こりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。
	<記念塔、電波塔、物見塔> <煙突>、<高架水槽> <鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱>	(1) 位置は、道路からできるだけ後退させるものとし、海岸線には設置しないように努めるものとする。 (2) 規模、意匠、形態、色彩等は、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 (3) 敷地の周辺の緑化に努めるものとする。		
	<電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物>	(1) 電線路の位置は、周辺の景観に配慮したものとする。 (2) 電線敷はできる限りまとめて、少なくなるように努めるものとする。 (3) 電柱広告は、できるだけ行わないように努めるとともに、色彩は、周辺の景観との調和に配慮するように努めるものとする。 (4) 電線の道路横断は、できるだけ少なくするように努めるとともに、直角横断になるように努めるものとする。 (5) 景観上重要な場所に設けるものについては、規模、意匠、形態、色彩等、周辺の景観との調和に配慮するものとする。		
	<太陽光発電施設>	(1) 周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所においては、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること。特に設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 (2) 海岸線には設置しないように努めるものとする。 (3) 高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避けること。 (4) 太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とすること。 (5) 太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用すること。 (6) 太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とすること。 (7) 敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努めること。		
木竹の伐採及び事後の緑化に関する事項		(1) 木竹の伐採は、その目的に応じ、必要最小限となるように努めるものとする。 (2) 木竹の伐採は、できるだけ伐採地域の周辺の樹木を残すように努めるものとする。 (3) 樹姿が優れ修景に生かせる樹木は、できるだけ残すように努めるものとする。 (4) 伐採を行った場合は、事後の土地利用に応じ、周辺の植生を勘案して緑化に努めるものとする。		
屋外における物品の集積又は貯蔵の方法及び遮へいに関する事項		(1) 物品の集積又は貯蔵の位置、形態は、できるだけ目立たないように努めるものとする。 (2) 敷地の周辺には、常緑の高木、中木による緑化等、遮へいのための措置を施すように努めるものとする。		
鉱物の掘採及び土石等の採取の際の遮へい及び事後の緑化に関する事項		(1) 掘採は、周辺からできるだけ見えないような方法を取り、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 (2) 掘採中は、敷地の周囲を高木等により遮へい、修景に努めるものとする。 (3) 掘採終了後は、敷地の緑化復元に努めるものとする。		

天草景観形成地域における景観形成のための基準—3

	大矢野島周辺景観形成ゾーン	沿道景観形成ゾーン	
		A-1	A-2
土地の区画形質の変更後の土地の形状及び 緑化に関する事項	(1) 土地の区画形質の変更は、既存の土地形状を生かしたものとし、周辺の景観となじむように配慮するものとする。		
	(2) 既存の地形形状を生かした造成を行い、のり面、擁壁の発生をできるだけ抑えるように努めるものとする。また、発生したのり面に対しては、緑化を図るとともに、やむを得ず擁壁を設ける場合は、前面に植栽を施すことにより周辺の景観となじむように配慮するものとする。		
	(3) 海岸沿いの土地の区画形質の変更は、極力自然の海岸線を生かすように努めるとともに、護岸等の海岸構造物の材料は、自然素材を主とし、周辺の景観と調和するように配慮するものとする。		
	(4) 土地の区画形質の変更が連担して見えないように、敷地周辺に緩衝緑地帯を極力確保するように努めるものとする。		
	・宅地開発等に当たっては、道路側 5m以上の緑地を設けるように努めるものとする。	—	—
	(5) 敷地は自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により緑化を図るものとする。		
	(6) 区画形質変更の対象区域の 25%以上を緑地として確保するように努めるものとする。 ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りではない。	—	—
(7) 宅地開発等を目的とした区画形質の変更は平均区画割り面積をできるだけ大きくするように務めるものとする。	—	—	
屋外における自動販売装置の設置方法に関する事項	(1) 自動販売装置の位置は、道路からできる限り後退させるとともに、建物と一体に管理できる状態になるように努めるものとする。		
	(2) 海岸沿いにおいては、海側の通路には設置せず、海への眺望に配慮するものとする。	—	—
広告物に関する事項	(1) 位置は、道路からできる限り後退させるように努めるものとする。		
	(2) 海岸沿いにおいては、海側の通路には設置せず、海への眺望に配慮するものとする。		
	(3) 設置数を極力抑えるとともに、規模、意匠、形態は、周辺の景観に調和するように努めるものとする。		
	(4) 材料は、耐久性、耐候性に優れ、たい色・はく離など起こりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。		
	(5) 色彩は、周辺の景観との調和に配慮するものとする。		
	・周辺の自然景観、集落の基調となじむように努めるものとする。		・周辺の景観との調和が図れるものとし、多色の使用を避けるように努めるものとする。